

登録を受けた事業者の登録後の取扱いについて (案)

平成 28 年 8 月

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）において、登録後のガス小売事業者に変更登録や変更届出が義務付けられているのは、登録申請書の記載事項に変更が生じた場合であり（新ガス事業法第 7 条）、需要家保護体制に関する書面（ガス小売事業遂行体制説明書、苦情等処理体制説明書）は、申請書の添付資料として提出を求められている（新ガス事業法第 4 条第 2 項）のみであり、ガス小売事業遂行体制や苦情等処理体制に変更が生じた場合には、添付資料の内容に変更が生じたに留まり申請書の記載事項には変更が生じていないので、変更登録や変更届出の対象とはならない。

しかしながら、登録後の変更（登録時の計画どおりに進まず、結果として添付資料に記載した内容と異なることとなった場合も含む。）についても、適切に把握し、不適切な事業者であることが判明した場合には、業務改善命令や登録取消しの手続をとる必要がある。

このため、登録後の変更についても、以下に示すように適時に情報を取得できるようにする。

(1) 新ガス事業法施行前

登録をする際は、小売電気事業遂行体制や苦情等処理体制に重要な変更が生じた場合には、経済産業大臣及び委員会へ報告する、という条件を付す（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 9 条）ことが必要である旨を、意見に含めることとする。加えて、新ガス事業法施行前の段階で、同条件に基づき、ヒアリングを行うことも検討する。

なお、新ガス事業法施行前は、事前登録を受けた事業者は、未だガス小売事業者には該当しないことから、ガス事業法上の報告徴収の対象とはならないことに留意する必要がある。

(2) 新ガス事業法施行後

登録をする際は、ガス小売事業遂行体制や苦情等処理体制に重要な変更が生じた場合には、経済産業大臣及び委員会へ報告する、という条件を付す（新ガス事業法第 158 条）ことが必要である旨を、意見に含めることとする。

また、必要に応じ登録事業者に対し報告徴収を行い、ガス小売事業遂行体制や苦情等処理体制の情報を収集する。

＜参考＞

・電気事業法等の一部を改正する等の法律による改正後のガス事業法

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～七 （略）

2 前項の申請書には、第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、ガス小売事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（変更登録等）

第七条 ガス小売事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2・3 （略）

4 ガス小売事業者は、第四条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 （略）

（登録等の条件）

第百五十八条 登録、変更登録、許可、認可又は承認には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、変更登録、許可、認可若しくは承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、変更登録、許可、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

・電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令

（認可等の条件）

第九条 改正法附則の規定並びに改正法附則の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法の規定及びなお効力を有する旧熱供給事業法の規定による認可、認定、登録、承認、指定又は許可（次項において「認可等」という。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。